

居宅介護等の支給決定におけるヤングケアラーの取扱いについて

1 趣旨

子ども・若者育成支援推進法の改正を受け、厚生労働省・こども家庭庁よりヤングケアラーの負担に配慮した適切な支給決定が求められていることを踏まえ、ヤングケアラーが介護力としてみなされないことがないよう、障害者の方に対し居宅介護等の支給決定を行う場合に考慮する「介護者」の考え方を以下の通り変更することとしましたので、お知らせします。

2 変更内容

【現行】

障害者に対する居宅介護等の支給決定において、両親及び18歳以上の同居の親族を「介護者」として考慮します。

【変更後】

障害者に対する居宅介護等の支給決定において、両親及び18歳以上の同居の親族（ただし、原則として29歳以下で、障害者の子・孫・兄弟姉妹等である者を除く）を、「介護者」として考慮します。

3 適用時期

令和7年4月以降申請分より適用します。